

令和2年第3回滝川市議会定例会（第13日目）

令和 2年 9月16日（水）

午前 9時55分 開 議

午前11時33分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第13号 財産の取得について

議案第14号 財産の取得について

日程第 4 報告第 3号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

日程第 5 報告第 4号 監査報告について

報告第 5号 例月現金出納検査報告について

日程第 6 意見書案第1号 社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、
国土強靱化の促進を求める要望意見書

意見書案第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書

意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
対し地方税財源の確保を求める要望意見書

日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（16名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	木下八重子君	4番	山口清悦君
5番	山本正信君	6番	渡邊龍之君
7番	関藤龍也君	8番	寄谷猛男君
9番	佐々木和代君	10番	安樂良幸君
11番	本間保昭君	12番	田村勇君
13番	柴田文男君	14番	荒木文一君
15番	水口典一君	16番	東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	前田康吉君	副 市 長	千田史朗君
教 育 長	山崎 猛君	監 査 委 員	宮崎英彰君
会 計 管 理 者	佐藤之俊君	総 務 部 長	中島純一君

総務部次長	長瀬文敬君	総務部次長	堀之内孝則君
市民生活部長	浦川学央君	保健福祉部長	和田英昭君
産業振興部長	鎌田清孝君	建設部長	山崎智弘君
市立病院事務部長	柳圭史君	市立病院事務部次長	堀勝一君
教育部長	田中嘉樹君	教育部指導参事	廣瀬一仁君
監査事務局長	杉原慶紀君	総務課長	小畑力也君
企画課長	諏佐孝君		

○本会議事務従事者

事務局長	竹谷和徳君	次	長	深村栄司君
書記	壽崎行洋君	書	記	池田茂喜君

◎開議宣告

- 議長 長 ただいまの出席議員数は、16名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において本間議員、田村議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
なお、この場合9名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位10番目の方の質問に入ります。

質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。また、滝川市議会の申合せでは、質問の最後は要望、意見を付してという形ではなく、質問という形で終了するようになっておりますので、その点もご留意願います。

それでは、早速山本議員の発言を許します。山本議員。

- 山本議員 会派みどりの山本でございます。議長のお許しを得て、質問をさせていただきたいと思っております。

◎1、行財政改革

- 1、第1期財政健全化計画の成果とコロナ禍での第2期計画について
- 2、効率的な行政運営と職員数について

件名は1件で、項目は2件ございますけれども、関連がございますので、1番目、2番目とも続けてさせていただきたいと思っております。行政改革、第1期財政健全化計画の成果とコロナ禍の中での第2期計画についてということで、事務事業、組織人件費の見直し、歳入確保対策の各目標について令和元年度末でほぼ達成したという報告が議会でもなされました。また、経常収支比率も93.9パーセントと目標達成でしたが、病院事業会計の慢性的赤字体質の改善がなされませんでした。また、併せて今年度の新型コロナウイルスの影響を受けて、さらなる赤字の増加が報告されているところであります。病院事業における新型コロナウイルス感染症による減収分に対して特例地方債が適用されまして、今年度は何とかそれで乗り切れるかと思っておりますが、第2期計画の見直しが必要と思われる。病院事業への法定限度までの繰入れが行われますと、たちまち基金残高は減少し、危機的状況に陥ることが予想されます。計画では、職員給与カットの方向となっておりますが、この考えを伺いたいと思っております。

あわせて、2番目も関連がございますので、続けさせていただきたいと思っております。効率的な行

政運営と職員数についてということでございます。人件費の削減、給与を引き下げることと職員数を減らす、この2つの方法があるわけでありましてけれども、やはり職員給与を下げますと、当然職員のモチベーションが下がっていくことは、これは絶対避けられないことでもあります。そこで、何とか市民サービスを低下をしない範囲で、行政改革ということの中でいろんな運営の効率化を図りながら、職員数の見直しを進め、職員数を減らした中で職員費が今までの水準から下がる方向で何とか効率的な運営ができないのかなと、そういうことを併せてお伺いをしたいと思います。

○議長 長 山本議員の質問に対する答弁を求めます。堀之内総務部次長。

○堀之内総務部次長 項目の1番目と2番目を併せた形でご答弁申し上げます。

第2期財政健全化計画を本年2月に策定したところですが、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大した影響により、国は特別減収対策企業債制度を創設しました。この制度は、従前から本市が要望してきた病院特例債に代わるものとして期待したところですが、その後に制度の解釈が変更されたため、本市が要望していた約15億円に対し、現段階での借入れ許可予定額は4億2,500万円となっています。一方、国では新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金制度を創設し、新型コロナウイルスに係る空床確保や感染症疑い患者受入れのための院内感染防止対策など、幾つかのメニューが制度化されておりますことから、現在交付金額などにつきまして北海道と協議を続けているところでございます。このように新たな地方債や国の交付金などで財源確保を行っていくこととしておりますが、特に特別減収対策企業債制度については、制度解釈の変更に対して国と引き続き協議していくことや、交付金関係につきましても最大限確保できるよう努力しつつ、今後の感染拡大の状況を見極めながら、計画に記載している人件費削減につきましては可能な限り最小限に抑えたいと考えております。

第2期財政健全化計画の変更につきましては、これらの状況を総合的に判断した上で、滝川市行財政改革推進本部や職員団体とも協議を重ねまして、本年度中に方向性を示していきたいと考えております。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 今ご答弁がありましたけれども、まだまだ国の出方はこれからだということでございますけれども、いずれにいたしましても先ほどの質問の中でも申し上げましたとおり、今年度は何とかこれ乗り切れるのではないかなと思いますけれども、やはりいずれかの段階で国の支援の方向性が決まった段階で、滝川市としてもどこかで何らかの決断を迫る部分が出てくるのではないかなと思ってございますけれども、その辺の時期の見通しや何について市長どのようにお考えかお伺いしておきたいと思っております。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、先ほど総務部次長のほうからお答えしたとおり、特例債を要望していたものが特別減収補填のための企業債となり、15億円を予定させていただいていたところが4億2,500万円となったところでございます。非常に残念な思いでございますが、今後先ほどお話ししたとおりまだいろいろと訴えていくことが多々できるというふうに思っておりますので、借入額の増額に向けてはまだまだ努力をさせていただきたいというふうに思っております。

ます。ですから、時期というのはなかなか難しいなというふうに思いますが、予算を編成する時期になるのか、それとも予算が決定した後で次年度に入ってから決断になるのか分かりませんが、様々な形で努力をした後の判断というふうになろうかと思えます。最大限の努力を行いながら、そして先ほど山本議員がおっしゃったとおり、効率的運営、また職員数の見直し案というお話もあります。これについても今までもできる限り、乾いた雑巾を絞るがごとく事業を見直して絞ってまいりました。職員の皆さんにも大変努力をしていただいております。職員数の見直しにつきましても職員団体と交渉しながらもご理解をいただきながら、かなりの削減を行ってきております。多分私が市長になってから40人から50名ほど職員数は減になっているというふうに思っております。さらにそれを少なくしていくということは、市民サービスの低下にもつながりかねないということにもなります。そういうことも考えますと、軽々に判断できることではないということでございますので、申し訳ございませんが、時期は明確にはできませんが、このような形で最大限の努力を果たした後に決断をしていくというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○山本議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして山本議員の質問を終了いたします。

続きまして、堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀議員 公明党の堀です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

◎1、総合交流ターミナル

1、総合交流ターミナルたきかわ（道の駅たきかわ）について

最初に、道の駅たきかわについて伺いをいたします。この道の駅たきかわの目的と機能について改めて伺いたいと思えます。

○議長 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 総合交流ターミナルたきかわは、道の駅の機能として道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、活力ある地域づくりを行うための地域連携機能、これらを備えることとなっております。また、総合交流ターミナルたきかわ条例で設置目的として、都市と農村の交流の場として地元農産物の販売、地元食材を利用した食事の提供等による地域の総合的な情報発信を行い、もって農業、農村の振興及び地域の活性化に資することを目的として、その具体的な事業として地元農産物及び特産品の販売として直売所や物販スペースの運営、地元食材を活用した食事の提供としてレストランの運営、都市と農村との交流の場の提供として交流ホールの運営、農村地域の文化及び優良景観、市内公共施設その他の情報の提供として市内施設や観光情報のパンフレットの配架、ポスターの掲示、滝川市の紹介ビデオの上映による情報発信などを行うこととなっております。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 分かりました。

続きまして、管理運営についての本市の取組を伺います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 総合交流ターミナルたきかわですけれども、4月1日から指定管理施設として運営をお願いしております。現在の指定管理者は、道の駅の運営については初めてであります。指定管理者の特性を生かした運営を行っていただいていると思っております。運営上の様々な課題や疑問等について、毎月定期的に行っている連絡調整会議で市と指定管理者との間で情報共有しております。また、魅力ある利用者には選ばれる施設を目指して取り組んでいるところであります。また、施設の軽微な修繕等につきましては、市の担当者が直接施設に出向きまして対応するなど密に連絡を取り合い、指定管理者と市が一体となって施設運営を進めているという状況です。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 そこで確認したいのですが、結局今言われた修繕等の協議はしていくということですが、運営自体には必ず光熱費や固定費がかかっていますけれども、それは全部販売されている収益の中で賄えということなのか確認します。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 修繕等についての考え方ですけれども、基本的にはおっしゃられたような内容で募集もしておりますし、公募をして応募していただいたということの結果で今運営していただいておりますけれども、ただ現状は施設の老朽化等もあり、相当サービス向上のための備品の入替えですとか、施設改修を指定管理者の負担で行うというようなこともございますので、不足する収支を補うというような考え方もありまして、これは議決いただいておりますけれども、年500万円の負担金を当初から2年間支払うというような予定になっております。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 500万円を年に2回、要するに1,000万円です。実際に今回指定管理を受けた市場さんが1,000万円以内で済んでいるのか、済んでいないのか、また実際にはどれぐらいかかったのかというのはご把握されていますか。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、年500万円ですけれども、2年間で支払う予定であるということをおよそ確認しておきます。その後で後段の質問ですけれども、当然月1回運営状況について連絡調整会議を持っておりますので、随時その情報については確認しておりますし、そういった状況についても確認しているということでご答弁いたします。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 さらに伺いますけれども、結論的に言って市場さんの経営努力の中で全て運営してというふうには聞こえます。しかしながら、今のこのご時世でなかなか運営費まで全部黒字でいくというのは難しい状況にあると思います。やめられたら困るわけですから、だけれども企業として収益がなければ当然撤退すると思います。そうならないためにも何かやっぱり本市として取組が必要だというふうに思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 このたび指定管理が始まるに当たって連絡調整会議というのを持とうという考え

方に至った経過ということ、それから考え方につきましては、当然指定管理していただいている指定管理者に効率よく、さらにいい運営をしてもらうということが目的で始めているものでありますから、その都度情報をいただいています、支援するとすれば具体的には指定管理代行負担金というようなことになるのかなとは思いますが、まだ今は指定管理期間が始まったばかりでもありますし、そんな中で新型コロナウイルスの感染状況というようなことで、非常に苦しい運営状況であることも理解していますけれども、これがどう推移していくかということも見えません。今々年度途中で管理代行負担金云々の増額議論等々については時期尚早なのかなというふうには思いますが、今後様々な状況、今後においても連絡調整会議等の中でも状況の把握に努めながら、指定管理者さんと情報共有を行い、協議してまいりたいと、対応方についても検討していきたいというふうに考えております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 昨日も山口議員が同様の質問をされていましたが、私も市長にちょっともう一回確認したいのですが、大変滝川の顔としても重要な施設だと、事業だというふうにおっしゃっていましたが、指定管理そのもののことを議論するつもりはありませんけれども、やっぱりお互いによくなっていくこと、そんなふうなことを考えていかなければならないと思います。市場さんももう黒字で黒字で余裕があって、3年間は先行投資でやるのだというような腹構えがあるなら別ですけども、いろいろ厳しい実情があるみたいで、そういう面でやはり滝川市の補助というのは、単発的であれ考えなければなりませんと思いますけれども、市長の見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの堀議員のご質問でございますが、昨日山口議員のご質問に答えたとおり、道の駅たきかわ、観光拠点の一つとして大変重要なものであるというふうに私が申し上げたとおりでございます。そして、今市場さんのほうに指定管理を行っていただきまして、改装し、非常に評判がいいというふうに私は思っておりますし、多くの集客を行っていただいておりますが、残念ながら新型コロナウイルスの影響が出ているということでございます。先ほど来部長のほうから答弁させていただきまして、まだ指定管理が始まったばかりということを含め、私は市場の社長さんにお会いしたりとか、道の駅には度々訪れていますので、担当の方に都度お会いしております。ここを塗ってほしいね、ここを直してほしいねというお話がございしますが、指定管理についてのお話は一度もいただいたことはございません。それらを含めて支援の話はまだいただいたことはございません、直接的には。そういう意味では、担当のほうから上がってきていない現在、どのようにするかは今後の課題だというふうに思いますが、堀議員おっしゃるとおり、やっぱり経営でございます。民間の経営に影響がないようによく相談をさせていただきながら、お互いに連絡を密にしながら、いろいろと検討すべきときが来れば検討するというところでございまして、今現在は検討段階ではないというふうには思いますが、いろいろとお話をいただいた時点でしっかりと考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 よろしくお願ひいたします。

◎2、新型コロナウイルス感染症対策

1、地方創生臨時交付金を活用した事業について

続いて、新型コロナ感染症対策の中で、地方臨時交付金を活用して滝川市も非常にいい事業をやっていたなと思いますけれども、1番目の9月末までの休業等要請協力支援金給付事業及び滝川市事業者応援給付金給付事業に対して、今月末までですけれども、どういう進捗状況になっているのかを伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 2つの給付事業ということで、所管がまたがりますので、ご質問の申請状況ということでございますので、私のほうから一括して答弁をさせていただきたいと思います。

まず、休業等要請協力支援金の申請状況についてでございますが、9月7日現在、市内対象事業所の件数が310件、そのうち申請件数と給付決定件数はともに291件というふうになってございます。当初9月30日までとしていた申請期間でございますが、北海道休業協力感染リスク低減支援金支給決定者の北海道からのデータ提供が予定より遅れているということもございまして、申請期間を延長し、申請が間に合わないといったことがないよう柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

続いて、滝川市事業者応援給付金の申請状況につきましては、7月1日から9月30日までを申請期間としておりますが、同じく9月7日現在におきまして195件の申請を受理したところでございます。内訳といたしましては、給付決定が101件、国の持続給付金の対象となっていることなどを理由とした不給付及び辞退が90件、審査中が4件といった状況になっております。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 休業等要請のほうは、道から来た申請状況をもって通達するということでしたよね。ということは、残りあと約19件ですか、の方にも届いているというふうに認識しますが、もしこれが来ないような場合何か市としてまず取組があるのか、これが1点と、滝川市の事業者応援給付金については、国でもらっていたやつも50パーセント未満30パーセント以上というダウンに当てはまらない方がいたということも認識しましたが、こういう方も市で想定していた件数と比べてみてどういう状況なのか、重ねて伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、個々の部分になりますので、私のほうからは休業等要請協力支援金のご質問の部分について答弁をさせていただきますが、先ほど申し上げました件数の中で言うならば未申請の部分が19件あるのではないかとこの部分でございますが、この19件につきましては、道の交付金事業を交付した対象者というのは明らかになっておりますので、まだ未申請の方については市のほうからその対象事業者に連絡を取って、勧奨を行っております。まだ数字は固まっていますが、19件のうち約7件はもう既に勧奨後提出をいただいているという部分がございます。

すので、こういった勤奨等を進める中で全件申請をしていただけるようにこれからまた進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 事業者応援給付金につきましては、私のほうからお話しさせていただきます。

一応この給付金の対象要件となるのは、売上げ減少率が30パーセント以上50パーセント未満に該当する事業者ということで、数については統計的なものを用いて算出したしております。当初最大で1,100件の利用を見込んでおりました。結果として新型コロナウイルスの影響が長期化したこともあり、影響を受けた多くの事業者が持続化給付金の対象となっているというふうに推測されること、これ実際は分かりません。それから、多くの業種業態によっては30パーセント未満の影響にとどまっているというような事業者さんも結構な数がいたというようなことが要因と考えております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 今回この周知の努力、こういうチラシが入ったり、こういう広報に入った。本当によくやっていただいたと思っています。でも、可能な限り対象になる人がいれば手を差し伸べていただきたいということをもとに要望して、次の質問に入ります。

本当によく分かりやすくやっていただいたのですが、締切日がまちまちですけれども、いろんな事業がございます。この事業に対して改めて何か周知をするための取組があるのか、ないのか伺います。

○議 長 堀之内総務部次長。

○堀之内総務部次長 今ほど議員さんにもおっしゃっていただきましたが、地方創生臨時交付金を活用した事業の周知につきましては、既に実施している事業と新たに実施する事業をまとめたチラシ、今出していただいたのはこのチラシでございますが、こちらを作成しまして、広報たきかわ9月号に折り込んで全戸配布したほか、滝川市公式ホームページにも掲載して市民周知を行っているところでありますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○堀 議 員 終わります。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

続きまして、水口議員の発言を許します。水口議員。

○水口議員 会派清新の水口です。通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

◎1、市民生活行政

1、一般乗合バス運行について

まず、市民生活行政の一般乗合バスの運行についてということで、滝川市内路線バスにつきましては、乗降者の減少などにより都度路線バスの再編成がされ、現在に至っております。本年は、コロナ禍にあり、外出控え等ますます乗降者は減少していることと推察をするものであります。路線バスの運行は、バス事業者との協議により一般乗り合いバス運行負担金として拠出をし、その額は

年々増加の一途をたどっております。以前には市外6路線、市内1路線というふうになっておりますが、改めて本市の関わる路線数とバス事業者とのルールについて伺います。

○議長 長 水口議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、路線数でございますが、議員がおっしゃられるとおり、滝川市が現在一般乗り合いバス運行負担金を支出している路線は、滝川市内線のほか近隣市町を結ぶ広域路線6路線の計7路線となっております。この負担金は、各路線の収支差額に対して国や北海道からの補助金を充当した残りの収支不足分、いわゆる赤字分を自治体で負担するというルールに基づいておりますが、路線ごとに算出方法は異なっております。滝川市内線につきましては、バス事業者との協議を経て、協議時点の収支不足の2分の1相当額を定額で市が当面負担することとしております。負担金の額につきましては、収支状況の変動など必要に応じて協議を行い、見直しをしているところでございます。

また、広域路線につきましては、沿線自治体とバス事業者による協議書並びに契約書に基づき、国や北海道からの補助金を充ててもなお収支不足が発生する路線について、毎年度収支不足を沿線自治体で負担することとしており、各市町の行政区域内の運行距離や利用人数等によって負担割合を設定しております。

以上です。

○議長 長 水口議員。

○水口議員 今ほど市内路線と市外路線のその負担金の考え方についてのお示しがございました。昨年、平成31年の予算委員会の中でも私この件について質疑をさせていただきましたが、そのときにはバス事業者の赤字額2分の1という考え方と本市の受け止める2分の1の考え方に乖離があって、その部分の協議も必要なのだというような、そういうご答弁が昨年の予算委員会で行われました。このことは、多分どこかで解消しなければずっと同じ状況が続くものというふうに考えられますし、ルールというものを抜本的に見直していく考えがあるのかどうなのか。さらには、大抵の場合はバス事業者からの要請に基づいて、いわゆる交渉のテーブルに上がるということだというふうに思いますが、市のほうからこちらから協議を求めていくと、そういうようなことは予定としてあるのかどうか、その点について改めてお尋ねします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まず、後段の部分でございますが、基本的にバス事業者のほうからやはり赤字分については解消してほしいというのが当然交通機関、民間による事業者の考え方でございますが、これまでの協議経過も踏まえながら、先ほど言いましたルールという部分について市としての考え方ということで協議をしながら、運行を続けていただいているという状況でございます。考え方が若干事業者と違うのではないかとこの予算委員会の部分でございましたが、言うなれば単価の捉え方です。通常の公共交通の場合は、例えば南空知単価とかそういう単価でありますし、事業者としては事業所単位の単価でという考え方も当然ございますので、そういった部分での積算のルールの考え方上若干異なる部分はございますが、これにつきましても都度協議をしながら、相互理解の上で負担額を決定してきているということでございますので、この分については当面協議を、その都度そ

の都度その状況によって判断しなければならない部分は出てくるとは思いますが、基本的な考え方については継続していきたいというふうに市としては考えております。

ただ、市内線につきましてもこういった減便とかある程度進めたからという部分もございしますが、市内線だけとっていえばこれまで過去3年間、利用者の人数も大体年間延べ5,000人ぐらい減ってきているところもございしますが、昨年度は2,800人ぐらいの減で、少し縮小してきていると、減少幅が縮減できていると、そういった部分もございしますので、利用者のニーズに合った運行便数、あるいは昨日寄谷議員のご質問にもご答弁させていただきましたが、利用促進策という部分も進めながら、今後も公共交通を通じて住民の足の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 水口議員。

○水口議員 次の質問のご答弁もいただいてしまったような感じがするのですが、次に移りたいと思います。

今のご答弁の中に、住民の足として利用促進を図りながらしっかり守っていきますというようなご答弁がございました。これも昨年の予算委員会の中でのやり取りなのですが、バス事業者は実際に乗っていない路線をいつまでも継続するわけにはいかないとの考え方もありますというようなことに触れておまして、今後も赤字額の増大の傾向にあり、いわゆる現行のルールを踏襲ではなく、路線自体を今後見直していくというようなことも視野に入れて協議をしていかなければならない、このようなご答弁をいただいているのですが、住民の足を守っていくということが赤字額が増大をしていくということと、それと路線の見直しという相反する関係にあるその辺を今後市としてどのように調整を図っていこうというふうに考えているのかお伺いをいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 今後ますます人口減少、高齢化が進む中で、市民の交通手段を確保する重要性は増していくものというふうに考えております。一方、乗り合いバス事業の収支は赤字構造で、国庫補助や沿線自治体からの負担金によって路線を維持しているのが現状であり、沿線自治体の負担がなければ路線の廃止や減便などの合理化が避けられない状況となっております。市といたしましては、財政健全化のさなかにあつて、負担金が増え続けることは避けなければいけない状況でありながらも、公共交通はしっかり守っていかなければならないという認識を持ってございます。市民の移動ニーズや地域の実情を的確に把握し、それらに合わせた利用しやすい最適な交通体系の構築を模索してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の中にありました抜本的な改革、見直しという部分でございしますが、先ほど若干触れましたけれども、利用していない便の減便とか、そういったものをある程度乗降調査を通じて図りながら、やはり効率性を求めていかなければならないという部分もきっとあるのだろうなというふうに思っていますので、そういった部分につきましても今後も十分考えながら、最低限の減便等を行いつつもその路線についてはしっかり守っていくというようなことも考えていかなければならないというふうに考えておりますし、また広域6線という重複区間というのがどうしても出てきます。

こういった部分をどういうふうに改善していくのかということは、今後の課題というふうになりますし、ただ広域路線という部分もありますので、他市町から例えば市内の高校に足を運んでおられる方もおられますので、そういった状況も十分勘案しながら、路線の見直し、効率性というものを今後も引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 水口議員。

◎2、教育行政

1、滝川市小・中学校適正配置計画について

○水口議員 それでは、次に移ります。

続きまして、教育行政、滝川市小・中学校適正配置計画についてでございます。このたび素案のご説明をいただきました。各学校の方針として存続、当面存続、検討というふうになっておりまして、第2期後期では推移を見ながら検討とあり、先日29日には計画策定に向けた説明会を開催するという事も報道がなされておりましたが、具体的に前期5年と後期5年で計画策定され、それぞれどのような実行体制を検討しているのかについてお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 適正配置計画の進め方のご質問でございます。第2期滝川市小中学校適正配置計画、これは令和3年度がスタートということで、現在策定段階でございます。スタートの段階から特定の学校で統廃合を前提とした例えば保護者協議会ですとか統合準備委員会、こういったことを立ち上げることは想定しておりません。ただし、既に統合方針を決定しております江部乙中学校においては、設置済みの統合準備委員会を中心に学校運営部会あるいは地域部会、これらを開催し、引き続き課題の検討を進めてまいることとしております。

なお、児童生徒数の推移ですとか社会情勢の変化を見極めるために10年計画を5年で見直すというふうにしておりますけれども、この進め方につきましては前期、後期のこの期間にとらわれることなく、まずは各学校区において保護者や地域住民の皆様と懇談の場を設けまして、計画の説明ですとか課題の洗い出し、こんなことを行いながら、それぞれの地域の実情を踏まえまして議論を進めていきたいというふうに考えております。したがって、それぞれの学校区で多少その進め方のスピード感には違いが出てくるのかなというふうに考えております。今コロナ禍の状況にありまして、不特定多数の方を集めて懇談会をやるかどうかというその進め方につきましては、まだまだ検討していかなければならないという、そういう状況でございます。

○議長 長 水口議員。

○水口議員 進め方については理解をいたしました。

その進め方をどう進めていくのかということについて再質問をさせていただきます。適正配置計画について、皆様方も報道等でもご案内のとおりというふうに思いますが、隣接の赤平市、砂川市においても協議が進んでおります。先日双方に確認をさせていただきましたところ、赤平市につきましては6年前に小学校3校の統合、2年前には中学校の統合に引き続きまして、令和4年4月に

向けて小学校3校の統合に向け2年前には合意し、準備に入っているということであります。砂川市は、平成30年より検討を開始し、令和元年12月には適正配置計画案として中学校は令和6年から7年度、小学校は令和9年から11年度統合と年次まで明確にして策定をしております。両市は、精力的に協議を行っておりまして、私の感じで言いますけれども、短期間の中で結論に至っているというふうに思います。

隣のまちと同じというふうに申し上げるつもりはないのですが、本市においても10年という計画が今後いろいろな関係者との協議の中で前倒しとなって方向性が示されていく可能性があるのかどうか、この点について伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 近隣の進め方についても今ありましたけれども、まず滝川市の適正配置計画の考え方についてご理解いただきたいと思いますが、今の計画もそうですけれども、例えば文科省で手引というものがあまして、そこでは小学校では5段階、中学校で6段階、そういう統合を進めるに当たっての目安的な段階が示されております。滝川市の場合は、1校を除きまして小中学校ともに中段以降、要するに早急に検討しなさいという段階には来ていないということでありまして、地域との議論に十分時間をかけなければいけないというのが私どもの考えでありまして、この学校の統廃合問題というのはやはり地域にとっては大きな問題ということがありますから、計画性、策定段階でこの学校はこうしますということを事前に、やり方はいろいろあると思いますが、今の我々の考えはそういうことではなくて、今こういう状況にありますから、10年後、20年後を見据えてということで、ある程度生徒数に余裕と申しますか、余力と申しますか、せつぱ詰まってるということではなくて、ある程度その先を見据えて、今すぐに進めなければならないという状況ではない中で十分に地域と議論をしていきたいという考えであります。

私も砂川ですとか近隣の計画見ておりますけれども、やはりかなり児童数少ない。1学年1クラスというような状況、これは文科省の手引によりますと早急に検討しなさいという段階にあります。ですから、計画を進めるそのベースが少し我々のところは、余裕という言葉はちょっと適切ではないかもしれませんが、まだ余力のあるところから地域合意を見出していきたいという考えであるということであります。

○議 長 水口議員。

○水口議員 それでは、最後に行きますが、今ほど生徒数、児童数ともに近隣とはまだ状況が違い、余力があるというお話と、最後の質問になりますけれども、この定例会の中でも、また昨日からの一般質問の中でもこれだけ厳しい財政の中でどうこのまちが生き残っていくのかという議論もあります。そこで、本市は、財政健全化、公共施設の在り方など大変厳しい財政の中で健全経営に努めており、市内小中学校で老朽化が進んでいる学校もあることから、中長期的に学校施設の改築などを見据えたスピード感ある検討が必要と考えますが、それについての見解をお伺いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 学校改築と併せてのご質問でございますけれども、まず適正配置計画というこの計画の考え方は、あくまでも教育の質を保障できる一定の学校規模の確保ということを目的とした計画

であります。ただ、議員ご指摘のとおり、この計画の議論を進めていく上では、これまでもそうですけれども、学校改築の問題というのも少なからず関わってきますし、地域での要望というのも求められることが想定されております。この改築の問題につきましては、これまでの議会の場でも何度か校舎改築の件でご答弁を申し上げておりますけれども、今ご質問にあったように多大な財政負担を伴うということから、現在の市の財政状況ですとか、あるいは公共施設全体の整備の考え方等々やはり全体議論の中で判断をされていかなければならないというふうに考えております。そのため現時点でいつからというところはなかなかお示しすることができないということをご理解いただきたいと思っておりますけれども、委員会としましては改築につきましては早期に着手する必要があるという思いは変わっておりませんので、これまでもそうですけれども、今後とも市長部局との協議を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 水口議員。

○水口議員 今後この適正配置計画が前期5年、後期5年と進んでいく中で、やはり学校施設の改築と一体となって進めることが望ましいというようなことがいろんな関係者との間の中で協議が進んでいった場合に、市長部局に対ししっかりとした形で予算確保し、そして来るときにはきちっと学校改築をする中で統合ということもやっていくというような予算確保についての要請を市長部局に対してしていくという考えにあるということで確認してよろしいでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ただいまの再質問でございますけれども、建前的には市長部局あるいは教育部局、独立した行政機関ということになりますけれども、実態としましては常に情報共有しながら進めております。とはいっても委員会の立場としましては、先ほど申し上げたとおり、必要性はあるということはこれまでも申し上げておりますので、今後どういう形で予算要求ということに持っていくかというのは今は何も申し上げられませんが、やはり政策協議、予算協議の中では常にそういった委員会の主張というのは続けてまいりたいというふうに考えております。

○水口議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして水口議員の質問を終了いたします。

ここで議場内の空気を入替えを行いたいと思います。若干休憩をいたします。再開は午前10時55分といたします。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時55分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

佐々木議員の発言を許します。佐々木議員。

○佐々木議員 新政会の佐々木です。通告に従い、質問させていただきます。

◎1、保健福祉行政

1、相談窓口の一本化について

保健福祉行政、相談窓口の一本化について質問させていただきます。8050問題に貧困、育児と介護のダブルケア、また未成年の子供が親の介護をするヤングケアラー問題など、地域住民が抱える課題は複雑化、複合化する中で、従来の支援体制では複合課題やはざまのニーズへの対応が困難など様々な課題があります。令和2年の法改正により、社会福祉法に基づく新たな事業、重層的支援体制整備事業が創設されましたが、本市においてこの事業を実施する予定があるかを伺います。

○議長 佐々木議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問にありました重層的支援体制整備事業につきましては、複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、介護、障がい、子供、困窮という各分野の課題について属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める相談支援、既存の取組では対応が難しいはざまのニーズへの対応や就労、居住の見守りなど社会とのつながりの回復を支援する参加支援、地域社会からの孤立を防ぎ、交流できる場や居場所を確保する地域づくりに向けた支援という3つの事業形態について一体的に実施することを目指し、令和3年4月1日から施行される新しい制度です。国の説明によりますと、親の高齢化と子のひきこもりが複合した8050問題、それから介護と育児のダブルケア問題など1つの世帯に複合した問題が介在することにより、解決が難しいとされている事案について一体的な支援の実施により解決につながるということが可能となる。あるいは、はざまのニーズに対応した支援の推進や地域におけるネットワークの強化による早期発見、地域社会資源の開発強化につながるなどのメリットがあるというふうに示されております。

しかし、国により示されている相談窓口の一本化などの包括的相談支援体制の整備につきましては、一般的に制度分野ごとに縦割りとなりがちな大都市部などにおいて、より効果が見られる傾向があり、本市のように他部署との連携が取りやすい比較的小規模の自治体におきましては、現状でも関係部署の連携により包括的な相談支援を行っていることから、現段階では大きなメリットがあるとは感じておりません。また、国から示された事例を見ますと、相談体制の整備等に当たっては、推進員の増配など職員体制の強化が必要な場合や、加えて3つの事業形態を一体的に実施するということが求められているなど、結果として財政負担の増大につながってしまうということも懸念されますことから、現時点では直ちに事業を実施する予定はありません。

ただ、本事業につきましては、令和3年度から開始される任意事業ということもあります。今後来年度以降事業に取り組んでいく自治体というのでも出てくるものというふうに思います。ほかの自治体の状況などの情報収集に努めまして、実施体制や財政的な負担など様々な点について確認しながら、事業の有効性については検討していきたいというふうに思っております。

○議長 長 佐々木議員。

○佐々木議員 再質問させていただきます。

本市においては、地域包括支援センターも市直営で行っており、他部署との連携もうまくできているというのは承知しておりますが、この重層的支援体制整備事業における参加支援の事業については、国の説明などでも様々な新しい支援の在り方が例示されており、ひきこもりされている方に対する対応など、新しい支援の可能性を感じるのですが、市の考えをお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 参加支援事業につきましては、例えば障がい福祉サービスである就労継続支援事業所を障がいのないひきこもりの方に活用していただく可能性があるというように新しい支援の可能性について国からも示されております。しかし、この参加支援事業につきましては、重層的支援体制整備事業の中でも新たに創設される新規の事業であります。現状でも本市におきましては、個別のケースについて関係機関による検討会議を開催するなどしていることから、既存のそういった相談体制、支援体制での対応が可能かどうかという点、それから国の言いますはざまのニーズ、これについて現状できていないことが実際できるようになるのかといったような点などにつきましては、現在のところ明確には示されていないという状況にあります。こういった点がまだ複数あるというようなことから、その詳細や財政負担等の具体的な事項について情報収集に努めさせていただきまして、検討していきたいというふうに考えております。

○議 長 佐々木議員。

◎2、教育行政

1、不登校児童への対応について

○佐々木議員 それでは、次の質問に移ります。教育行政、不登校児童への対応についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症により緊急事態宣言が出され、子供たちは休校となり、その分今年の夏休みは短縮されました。子供たちにも疲れが出てくる頃だと思いますが、夏休み明けの不登校児童の状況と支援体制について伺います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 不登校児童の状況についてのご質問でございましたけれども、まず本年度の不登校児童生徒数、夏季休業後に増えているという状況には現在ではございません。ただ、現在1年で最も長い期間である2学期を過ごしている児童生徒について、その中で今後疲れや不安、ストレスなども見られることも予想されます。さらに、例年の状況でいいますと、8月、9月から不登校児童生徒数が増加するという傾向がございますので、今年も今後増加することは当然予想されることでもあります。滝川市教育委員会の不登校児童生徒の支援に対する基本的な考え方といたしまして、これまで同様に学校に登校することだけをもって目標とするのではなくて、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指すというものがございます。そのため各学校におきましては、引き続き学級担任、養護教諭、さらにはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となりまして、当該の児童生徒、あるいはその保護者の方々と話し合うことをもって不登校になったきっかけや理由を把握しつつ、その児童生徒に合った支援策を決定してまいりたいと思っております。滝川市教育委員会といたしましても適応指導教室の体制を充実させ、学習の機会を保障するとともに、学校、家庭、関係機関が連携し、不登校児童に対する早期の支援を図ることができるよう努めてまいりたいと思っております。

○議 長 佐々木議員。

○佐々木議員 夏休み以降新たな不登校児はいないということでは、そのところは理解しましたが、私たちは新型コロナウイルスによって学ぶこともたくさんありました。その中で、リモートによる会議とか研修会を体験し、そのよさを実感できたところですが、滝川市としては必ずしも学校に来させることを目的とはしていないという話でしたが、このリモートを利用して不登校児童への支援体制を実施することにより、よその地区ではリアルな学校に行きたくなくなって学校に来れるようになったという事例もありますが、当市においてリモート支援についてどう考えますか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 不登校児童の対応につきまして、これまでも学級担任ですとか関係の職員による家庭訪問等をつなげて、学校に登校させる働きかけを行っている事例はずっと続けております。さらに、一部の学校ではありますけれども、そういったリモートの機械を使って今取り組んでいるという話も聞いております。ただ、全ての家庭にそれができるかという点、これからの設備の状況とかもございまして、そういった状況も考えながら、対応できる部分ももしかしたら今後考えられるかもしれないという認識ではいるところであります。

○佐々木議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして佐々木議員の質問を終了いたします。
これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第13号 財産の取得について
議案第14号 財産の取得について

○議 長 日程第3、議案第13号 財産の取得について、議案第14号、同じく財産の取得についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第13号及び議案第14号についてご説明をいたします。
両議案ともGIGAスクール構想の一環としまして、市内小中学校児童生徒へ1人1台端末を整備するため財産取得の議案をご提案するものでございます。

まず、議案第13号でございますけれども、財産の名称は滝川市立小学校児童用端末等、取得の方法は地域限定型一般競争入札、相手方は株式会社明円ソフト開発でございます。取得価格は1億1,528万9,460円です。

入札経過等につきましては、議案参考資料によりご説明をいたしますので、次のページをお開き願います。入札参加者は記載の2社で、地域限定型一般競争入札の方法により9月10日に入札を執行した結果、株式会社明円ソフト開発が落札候補者となりまして、資格審査を経て落札者に決定をしたところでございます。仕様等は記載のとおりで、台数は1,800台となります。納入期限は、令和3年3月31日としております。

以上、議案第13号の説明といたします。

続きまして、議案第14号 財産の取得についてご説明をいたします。名称は滝川市立中学校生徒用端末等、取得の方法は地域限定型一般競争入札、相手方は株式会社エー・エル・ピーでござい

ます。取得価格は6,081万9,000円でございます。

入札経過等につきましては、参考資料によりご説明します。次のページをお開き願います。入札参加業者は記載の2社で、地域限定型一般競争入札により9月10日に入札執行した結果、株式会社イー・エル・ピーが落札候補者となりまして、資格審査を経まして落札者に決定したところであります。仕様は記載のとおりで、台数は950台でございます。納入期限は、同様に令和3年3月31日でございます。

以上、議案第14号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 2点お伺いをいたします。

今回のGIGAスクール構想は、国の政策の一環で実施する事業ですから、ある意味全国一斉需要という形になるかと思えます。そこで、入札が無事終わったということはよかったなというふうに思うのですが、基本的にハードもソフトもそうだと思うのですけれども、確保できるのかということが心配なのですが、一括でも逐次でも構わないのですけれども、その納入の確保されるという担保が何らかの形で取れているのかどうか。

2点目は、これで今日議決されれば一つの大きな山を越えるのですけれども、こういう系統のことはこの後お金がいろいろかかってくる。これで終わりではありませんので、この後いろいろかかってくるということが想定されます。そこで、この仕様等ではちょっと分からないので、お伺いしますが、基本的には今回の、ソフトはいいものが出てくればそれこそ更新になると思うのですけれども、ハードについて大体何年ぐらいの耐用年数を想定されているのかを伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、1点、機器の確保、これは一番大事なところでございますけれども、今回も追加でご提案させていただいたということは、まず一日でも早く発注をしなければいけないということがございます。ご指摘のとおり、全国で動いておりますので、メーカーのほうも受注した順に出荷していくということでございますので、今のところ情報収集している中では今回議決をいただきましたなら早急に本契約をしまして、直ちに発注という中では何とか年度内納入は可能であるというような情報を得ております。

それから、2点目の今後の経費の関係でございます。これも一番大きなところでございますけれども、こういう機器は5年というところが通常であります。例えばリースであれば再リース云々というのはありますけれども、今回買い切りということになりますので、その5年後、それが何年もつかというのはありますけれども、一般的にソフトは5年というのもありますから、その先を見据えた経費、今回我々も仕様で定めたのはその先の経費も見越して、3種類ぐらいある中で我々としては先を見据えて今回の仕様に定めたものを納入決定したという結果でございます。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 1点確認なのですけれども、小学校用と中学校用も端末が共通のものなのかだけお伺いします。

- 議長 教育部長。
- 教育部長 共通の仕様でございます。
- 議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

- 議長 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

- 議長 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第13号及び第14号の2件を一括採決いたします。
本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第13号及び第14号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第4 報告第3号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

- 議長 長 日程第4、報告第3号 株式会社滝川振興公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

- 産業振興部長 ただいま上程されました報告第3号 株式会社滝川振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

なお、報告する内容は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第58期事業年度の事業報告でございます。

お手元の資料1ページを御覧ください。事業報告書です。1の事業概要ですが、公社の事業はゴルフ場事業、賃貸建物事業、公園管理事業及びパークゴルフ場芝生養生等管理事業で構成されており、主力事業であるゴルフ場の利用者数は昭和52年開場以来延べ155万人を超えましたが、今事業年度においては春先から融雪が早く進み、例年より営業開始が早かったことから、来場者数が増加しました。また、パークゴルフ場については、来期の指定管理を見据え、これまでの芝生養生管理に加えて受付業務と使用料金収納業務を行ってまいりました。このような中、本社と各部門の連携強化と迅速化による利用サービスの向上、事務事業の効率化を図り、収支改善に努めたところでございます。以下、ゴルフ場事業ほか4事業の部門別事業概要につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、2ページ、3ページの庶務事項につきましては、各種会議等の開催状況でありますので、お目通しをお願いいたします。

4ページを御覧ください。貸借対照表です。今後千円単位で申し上げます。資産の部、流動資産

3,028万2,000円、固定資産3億6,568万1,000円、繰延資産については6,956万7,000円を計上し、資産合計で4億6,553万1,000円となりました。負債の部ですが、負債合計6億6,354万5,000円となっております。純資産の部につきましては、マイナス1億9,801万4,000円となっております、負債、純資産合計につきましては4億6,553万1,000円となりました。

5ページを御覧ください。損益計算書です。売上高1億1,857万9,000円、売上原価64万8,000円、売上総利益は1億1,793万円となりました。販売費及び一般管理費は9,822万6,000円で、営業利益が1,970万3,000円となり、さらに営業外収益が53万5,000円、営業外費用が19万1,000円となり、経常利益が2,004万7,000円となりました。これから税金を差し引きますと1,984万1,000円の当期純利益となったところでございます。

6ページの販売費及び一般管理費、7ページの株主資本等変動計算書、8ページの附属明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

9ページの固定資産の取得及び処分減価償却費明細書中、当期増加額は主に機械器具や車両運搬具の購入によるもので1,001万7,000円、期末残高は4億3,524万8,000円となりました。

10ページは監査報告書、11ページは役員名簿並びに株主名簿です。お目通しをお願いいたします。

続きまして、第59期事業年度事業計画についてご説明申し上げます。13ページ、事業計画につきましては、前58期と同様滝川市からの受託事業とゴルフ場事業、賃貸建物事業を柱に事業を予定しておりますところでございます。

14ページの予定損益計算書ですが、売上高につきまして1億1,641万円を見込み、当期純利益を936万9,000円と見込んだところでございます。

以上で報告第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。堀議員。

○堀 議員 1点伺います。

この報告書の中で、事務事業の効率化を図って非常に成果を得たというふうには報告されています。この事務事業の効率化というのは、具体的にどういう手法だったのかを伺います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 具体的に何か抜本的に特別なことをやったということではございません。しっかりと足元を見詰め直しまして、予算的なものの執行については無理無駄を省く、それから人のやりくりについても効率よく、事業が増えたりしていますので、そういったところに人員の配置ですとかというのを効率よく効果的に行ったということでございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第4号 監査報告について

報告第5号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第5、報告第4号 監査報告について、報告第5号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第4号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、産業振興部、保健福祉部で、令和元年度の執行事務を対象に実施いたしました。

監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいておおむね適正に執行または管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といたしまして、産業振興部におきましては、契約事務になりますが、備品購入では見積書提出期限の翌日に見積書を受け付けて、見積り合わせを執行しているものがあり、警備委託業務では仕様書に記載しています受注者が発注者であります滝川市に対して提出すべき書類が提出されていないものなどがありました。保健福祉部におきましては、契約事務になりますが、1社限定の随意契約において参考見積りによって保守契約の締結や修繕業務の請書を徴しているものがあり、契約書では加除訂正印や検印の漏れ、変更契約の受注者の住所の記載漏れや代表者名の記載誤りなどの不備が見られました。また、補助金事務では、補助金交付団体の決算における補助対象額が補助金額より下回っているにもかかわらず、差額分が返還されていないものがありました。これらにつきましては、関係規定等に基づき適正に事務処理をされるよう対象部局に対する講評において指導いたしました。

以上で報告第4号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第5号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和2年5月分から6月分までの例月現金出納検査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金及び歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日、検査の着眼点及び実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。また、計数以外の書類検査であります。指摘事項は特になく、軽易な事項につきましては講評または検査の過程において指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第5号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号及び第5号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、国土強靱化の促進を求める要望意見書

意見書案第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書

意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める要望意見書

○議 長 日程第6、意見書案第1号 社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、国土強靱化の促進を求める要望意見書、意見書案第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書、意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める要望意見書の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案3件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、国土強靱化の促進を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣であります。

意見書案第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書。総務先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣であります。

意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本件をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号、第2号及び第3号の3件はいずれも可決されました。

◎日程第7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第7、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第3回定例会以降における閉会中継続調査等の申出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。ここで市長から発言の申出がございましたので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 第3回滝川市議会定例会閉会に当たりまして、議長のお許しを得て一言ご挨拶を申し上げます。

9月4日に開会されました本議会でございますが、本日までの13日間、議員各位におかれましてはご議論いただきまして、提出させていただきました議案につきまして真摯にご協議をいただいたわけでございます。特に令和元年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算につきましては、特別委員会を設置し、積極的に精査、ご審議いただき、いずれも可としてご認定をいただきましたし、全ての議案に対しても可としてご認定をいただきました。改めて感謝とお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響は、まだまだ続くというふうに見込まれております。かなり厳しい財政状況も今後予想されるわけでございますが、市民の皆様方の生活と、そして安全、安心を守るためにも議会議員皆様と共に精いっぱい頑張らねばいけない時期だというふうに思っている次第でございますので、今後ともご指導、ご協力賜りますことを心からお願い申し上げ、閉会におけるご挨拶とします。大変ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして令和2年第3回滝川市議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時33分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員